

参 考 资 料

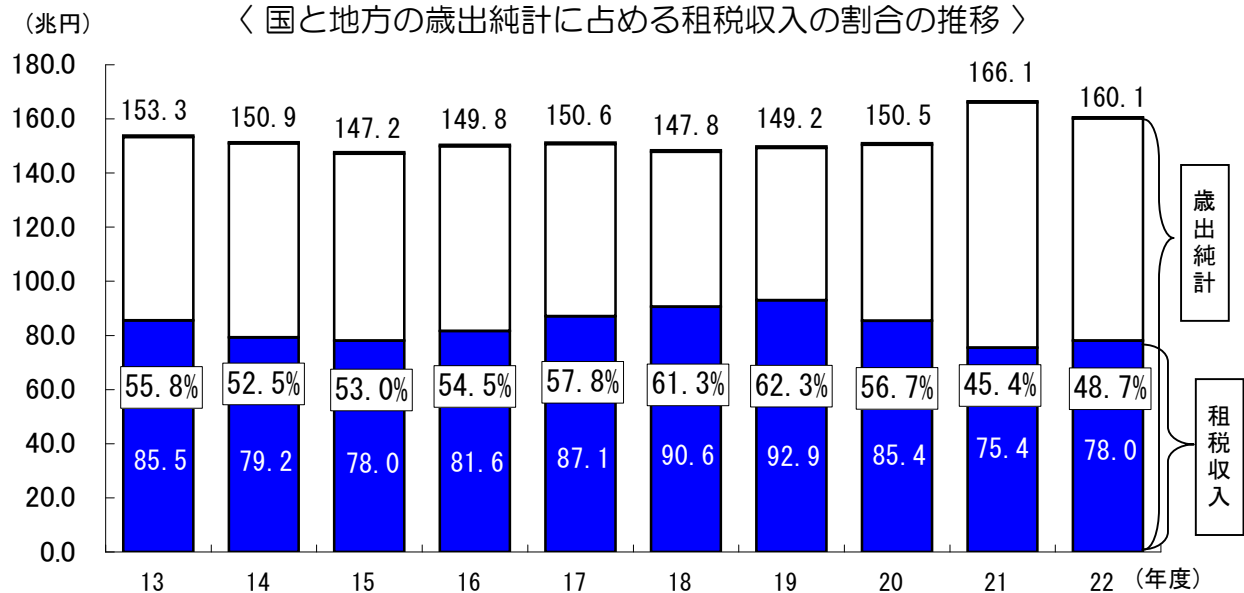
目 次

I	税制の抜本改革に関する当調査会の考え方	
	国と地方の財政状況	1
	国民負担率と経済成長	2
	将来人口推計と高齢化率の推移	3
	社会保障給付費の現状	4
II	税制抜本改革のあり方	
	地方財政調整制度	6
	地方法人特別税・同譲与税	7
III	その他の検討事項	
	公平な徴収を担保する仕組み	8
	これからの固定資産税制	9

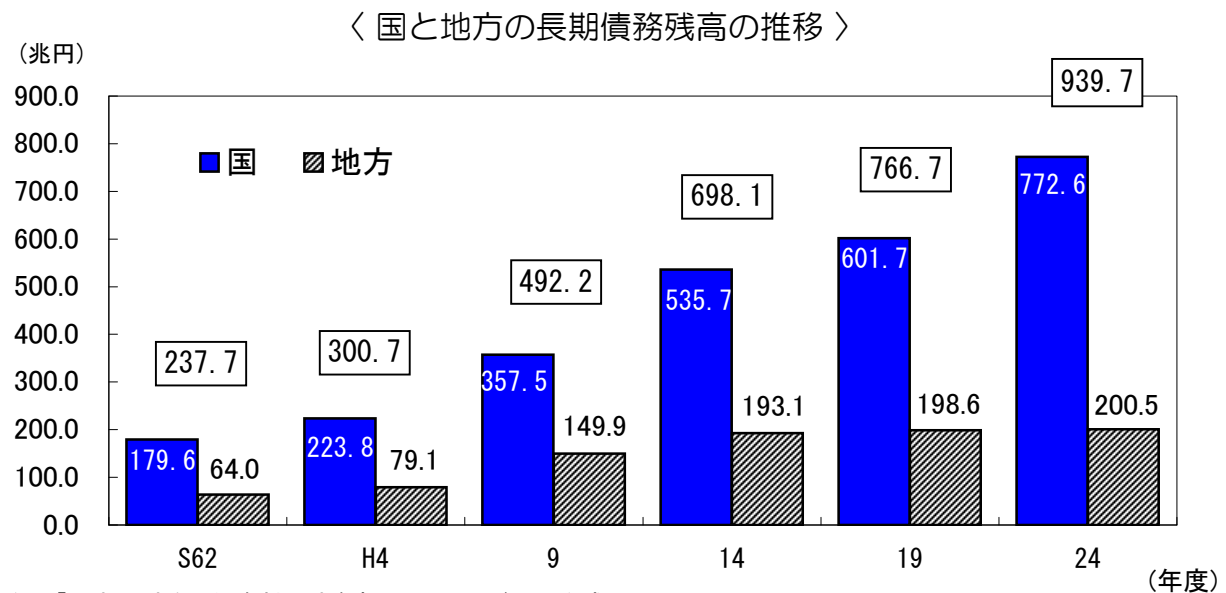
I 税制の抜本改革に関する当調査会の考え方

国と地方の財政状況

- 我が国においては、国税・地方税を合わせた税収の割合が、国・地方の歳出純計に対し、約49%となっている。
- 国・地方の長期債務残高は平成24年度末で約940兆円と見込まれている。



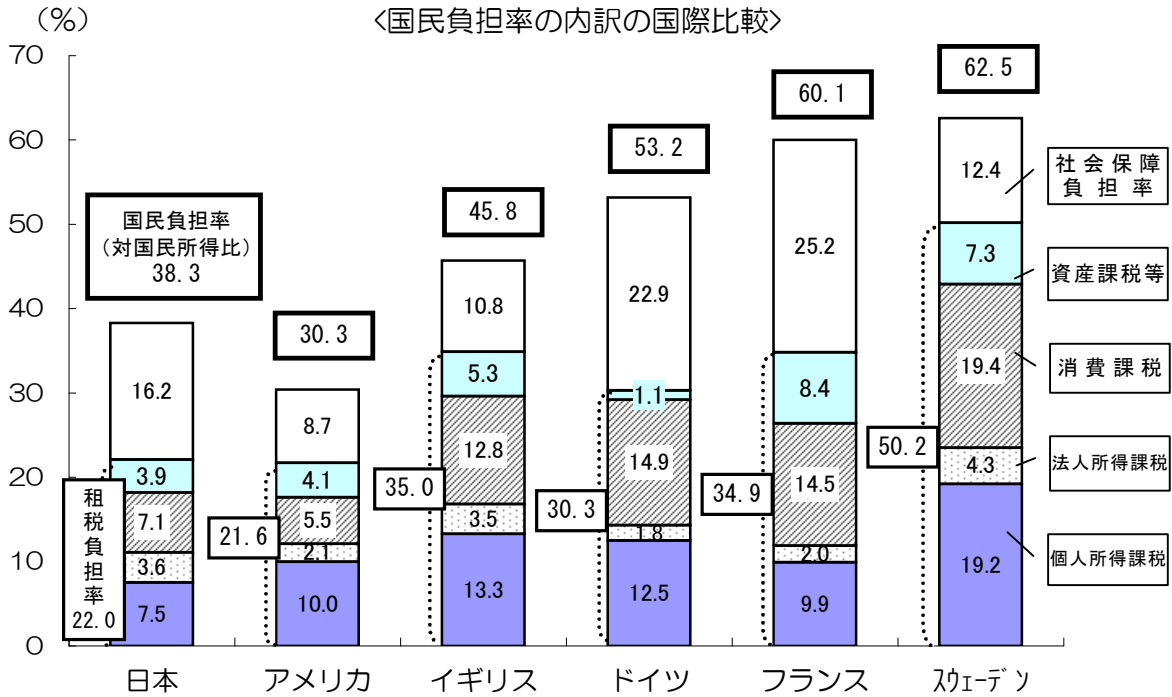
- 注1 「平成24年版地方財政白書」(総務省)より作成。
 2 数値は、国・地方ともに決算額である。
 3 □内の数値は、歳出純計に占める租税収入割合である。



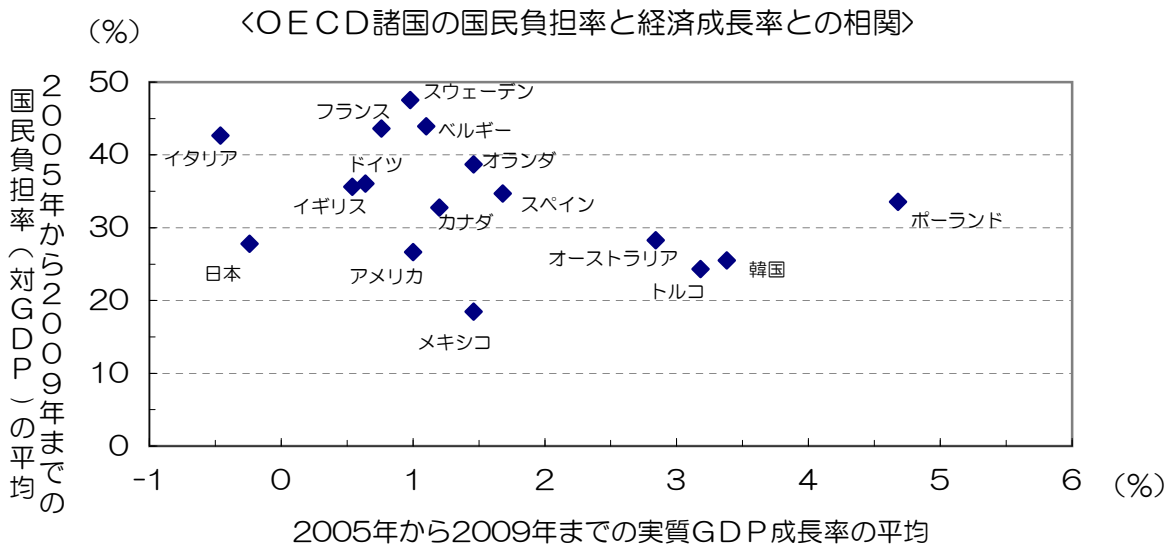
- 注1 「日本の財政関係資料」(財務省ホームページ)より作成。
 2 平成24年度は予算額である。
 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。
 4 □内の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

国民負担率と経済成長

- 我が国の国民負担率は、諸外国と比べると低い水準にある。
- 国民負担率と経済成長率の間には、明確な相関関係は見られない。



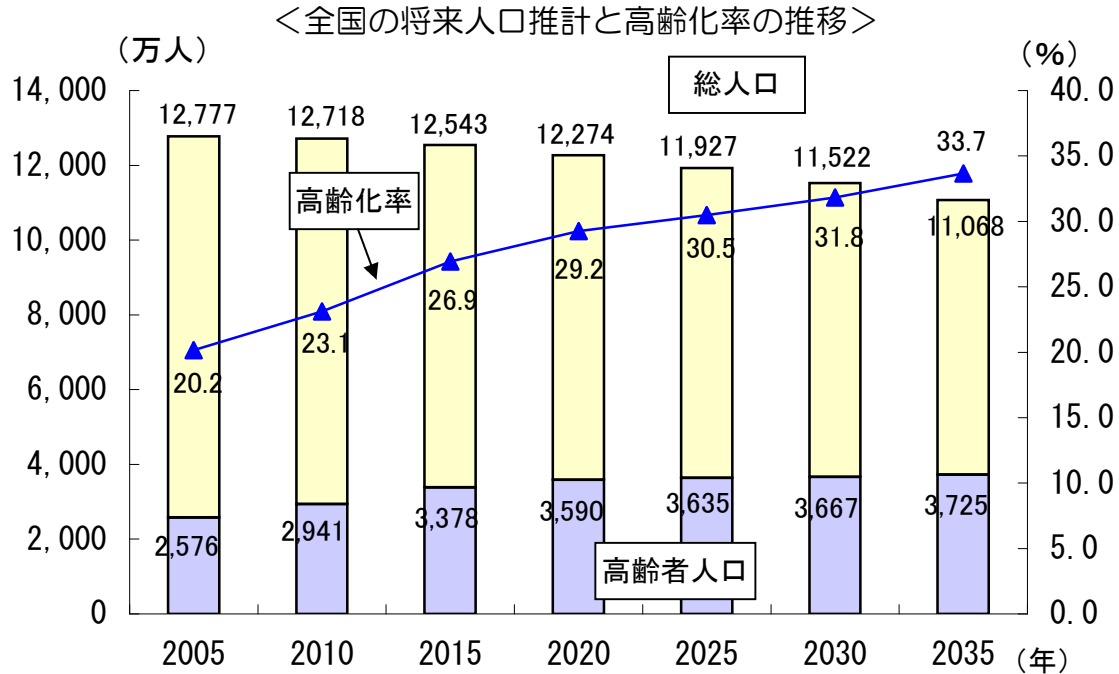
- 注1 「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省ホームページ)より作成。
 注2 日本は平成21年度(2009年度)実績、諸外国は2009年実績。(OECD "Revenue Statistics 1965-2010"及び同 "National Accounts 2003-2010"による。)
 注3 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 注4 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。



- 注1 国民負担率は "Revenue Statistics (1965-2010)"、実質GDP成長率は "OECD Factbook 2011" (ともにOECD) に基づき作成。
 注2 OECD加盟国のうち、2005年から2009年までの実質GDP平均の上位16カ国をプロットしたものである。

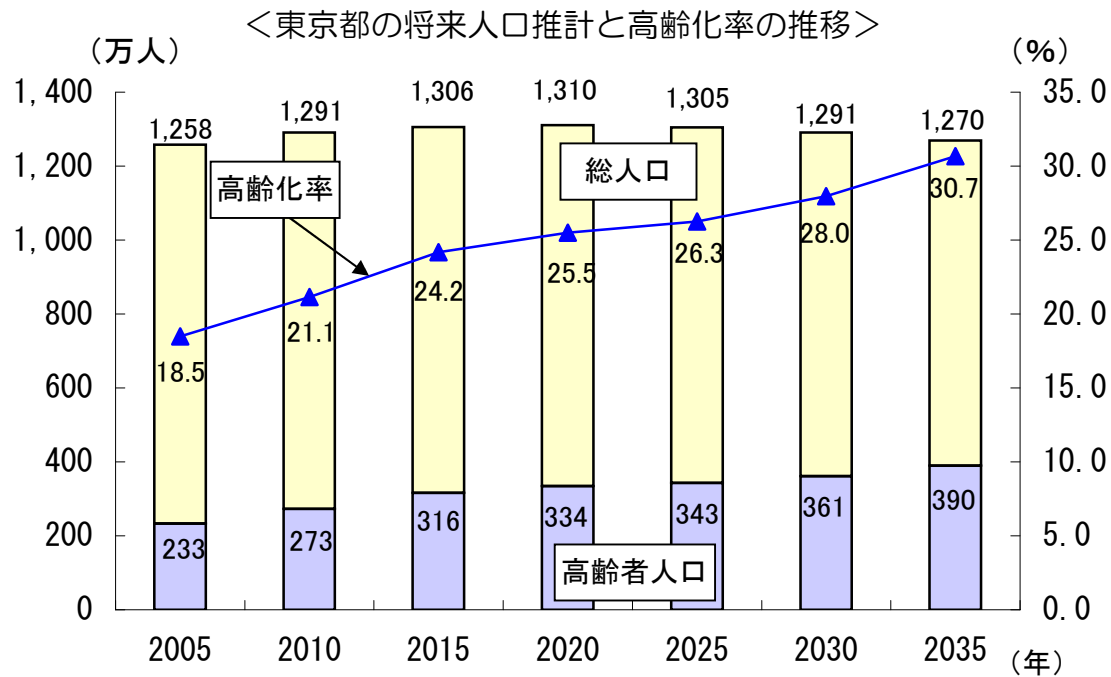
将来人口推計と高齢化率の推移

- 我が国は今後、人口減少が進む一方で、高齢化率は引き続き上昇する。
- 東京都では高齢者人口が急激に増加し、2035年には現在の約1.4倍となる。



注1 「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

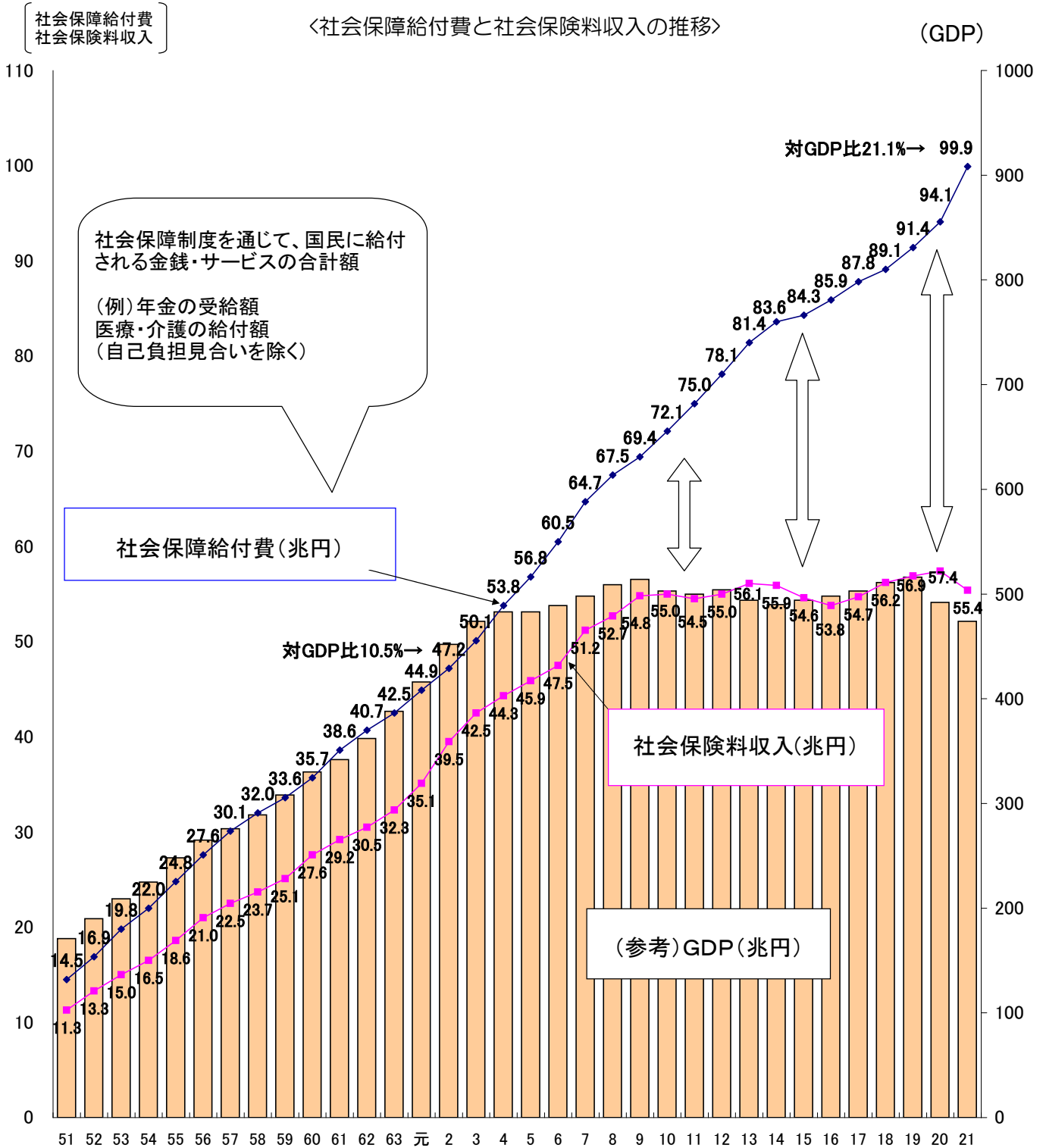


注1 「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

社会保障給付費の現状

- ・ 少子・高齢化に伴い、我が国の社会保障給付費は年々増加している。
- ・ 一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しており、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にある。

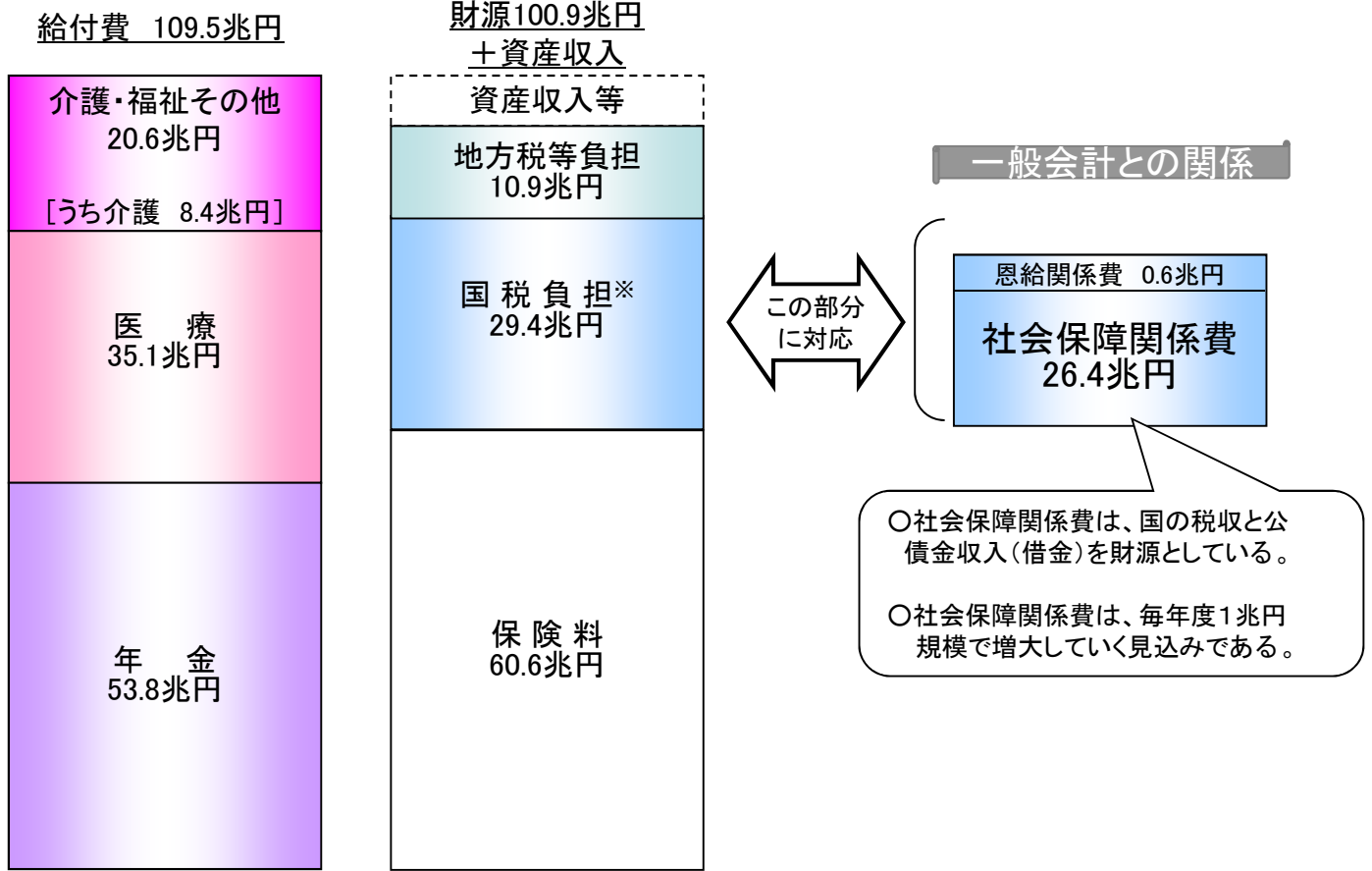


注 「日本の財政関係資料」(財務省ホームページ)より作成。

- ・ 社会保障給付費は、平成24年度において110兆円程度と見込まれており、この給付を保険料と公費（国・地方）などの組合せにより賄っている。

< 社会保障給付と財源の現状 >

社会保障給付費（平成24年度予算ベース）

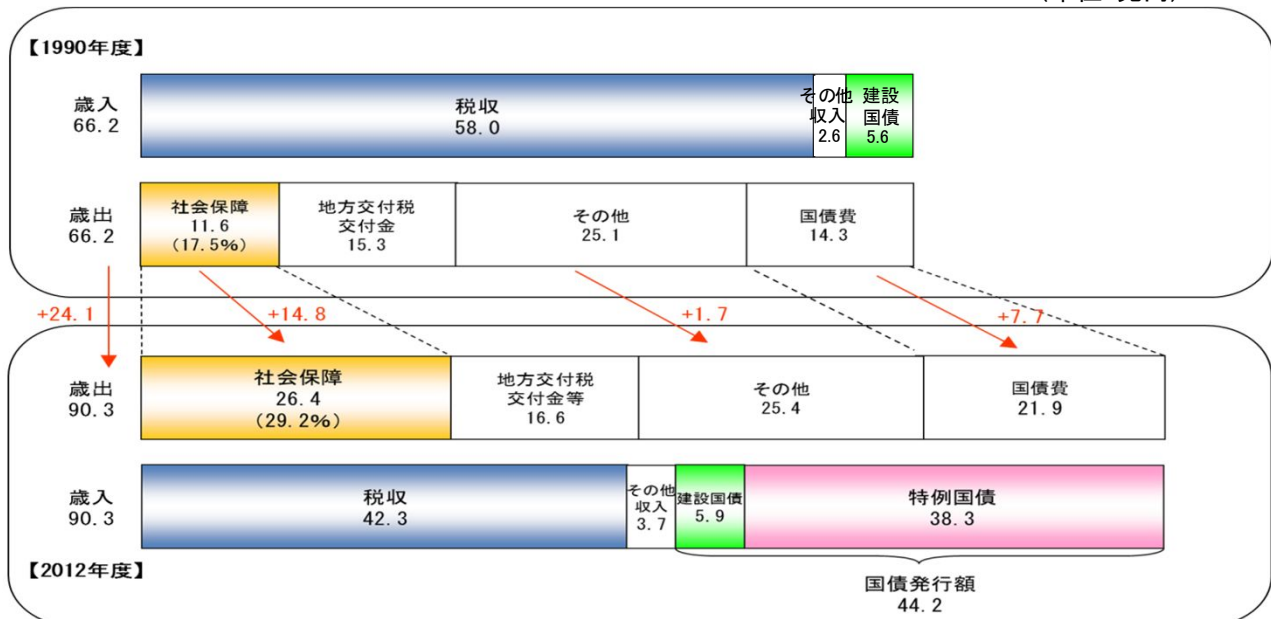


※平成24年度予算において「年金交付国債」で対応することとした分を含む。

< (参考) 国の一般会計歳入・歳出における社会保障関係費の割合 >

平成2年度と平成24年度の国の一般会計予算を比較すると、歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸びであり、また、国債発行額の増加は、税収の落ち込み・社会保障関係費の伸びが影響している。

(単位:兆円)



※当初予算ベース。

注「日本の財政関係資料」（財務省）より作成。

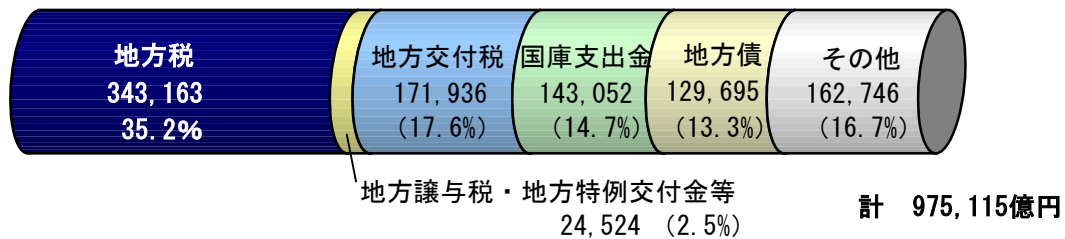
II 税制抜本改革のあり方

地方財政調整制度

- 地方自治体間の財源の不均衡を調整し、財源保障を行う制度として地方交付税制度がある。
- 地方交付税等による調整をした後の一般財源の人口一人当たり額は、東京都は第35位、全国平均の0.99倍となっている。

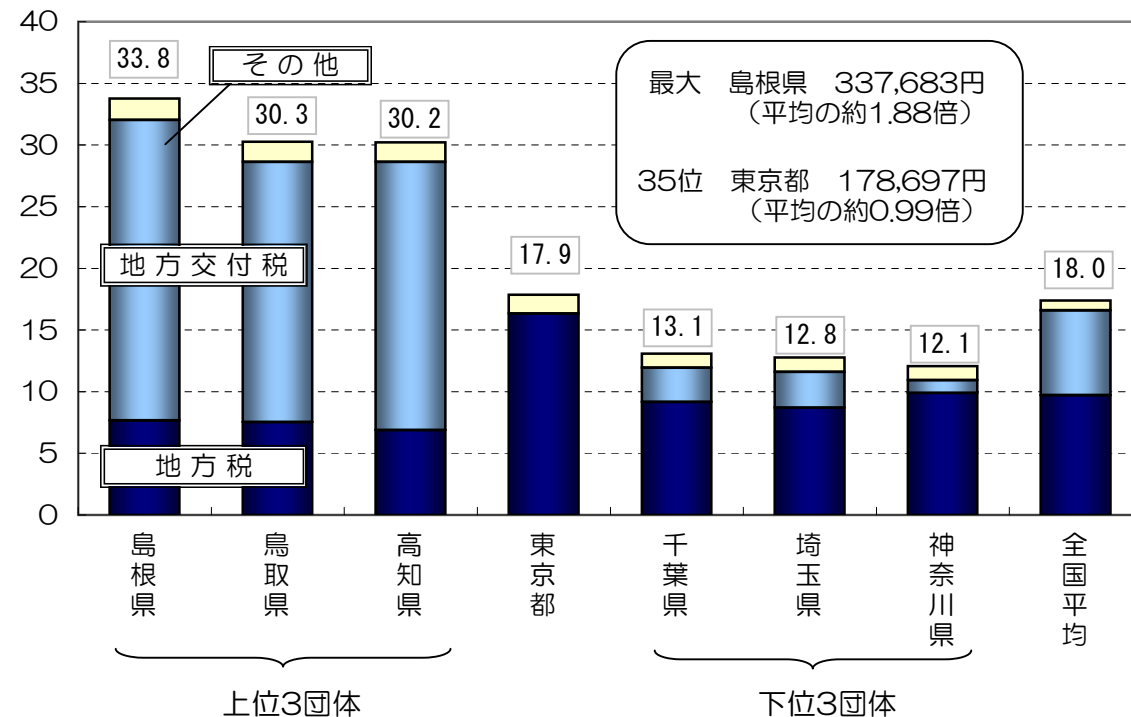
〈歳入純計決算額の状況（普通会計）（平成22年度決算）〉

（単位：億円）



注 「平成24年版地方財政白書」（総務省）より作成。

〈一般財源の人口一人当たり額の状況(平成22年度決算)〉



注1 「平成24年版地方財政白書」（総務省）より作成。

2 地方税の額は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。

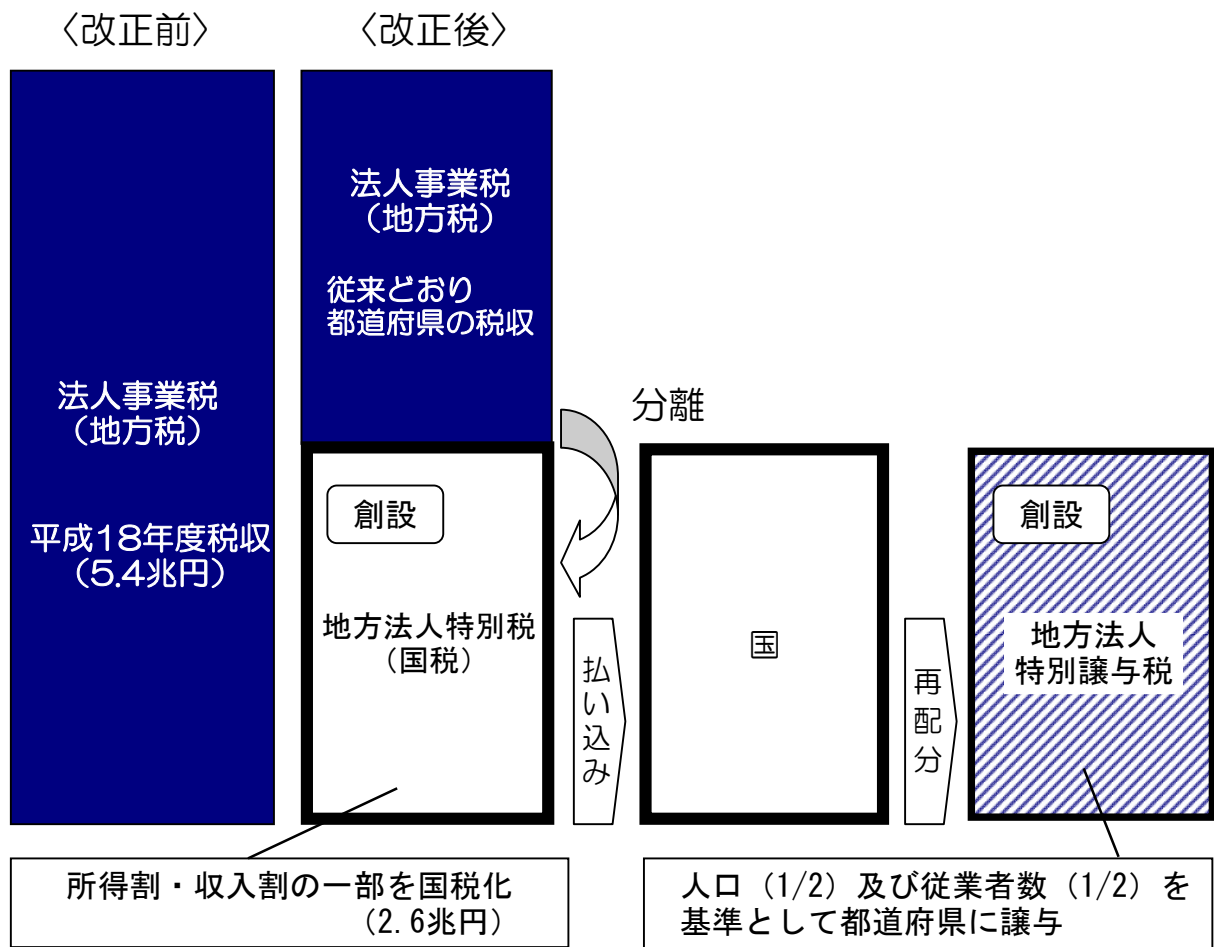
3 東京都の地方税については、上記交付金の他に特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。

4 人口一人当たり額は、平成23年3月31日時点の住民基本台帳登録人口で除して得た値である。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、平成22年3月31日時点の住民基本台帳人口による。

地方法人特別税・同譲与税

- 平成20年度税制改正では、税収の地域間格差の是正を図るとして、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- この措置は、地方の自主財源である法人事業税を、財政調整の手段として用いたものである。

[基本的仕組み（全国ベース）]



[都への影響額等]

- 都への影響額（平成24年度当初予算ベース）

平成24年度：△1,039億円

（法人事業税 △3,715億円、地方法人特別譲与税 2,676億円）

- 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

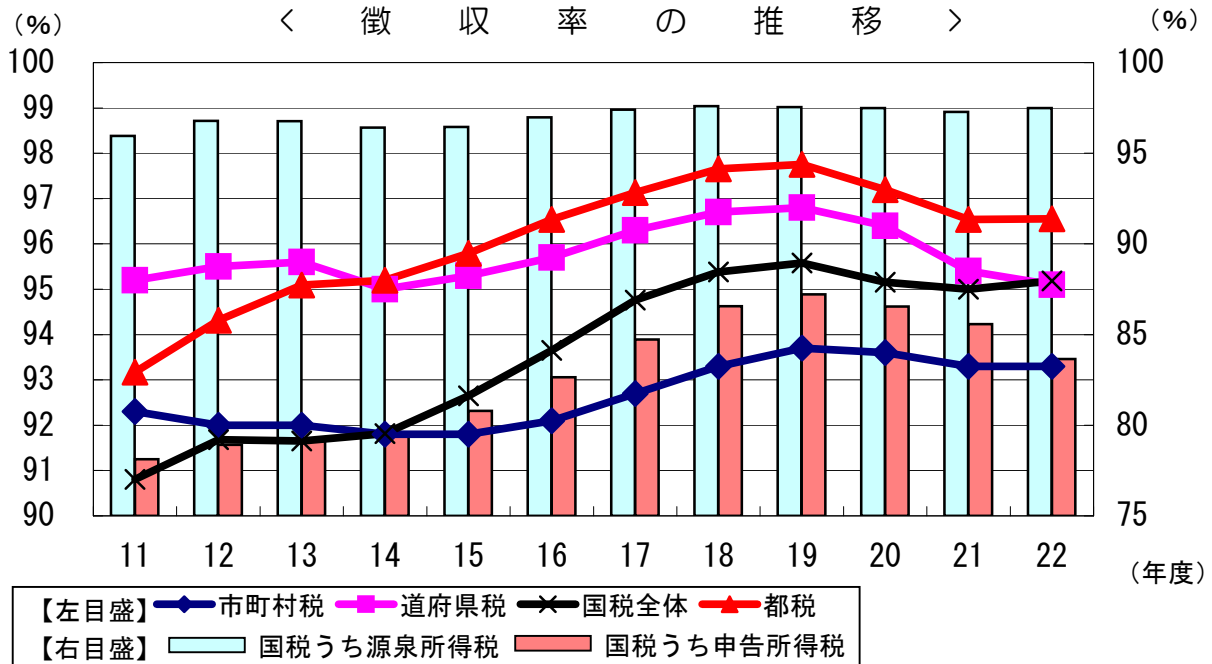
（地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）

注 平成24年度は、暫定措置による減収額が地方交付税算定上の財源超過額の2分の1を超えたため、特例的に874億円の譲与税額加算措置がなされた。

Ⅲ その他の検討事項

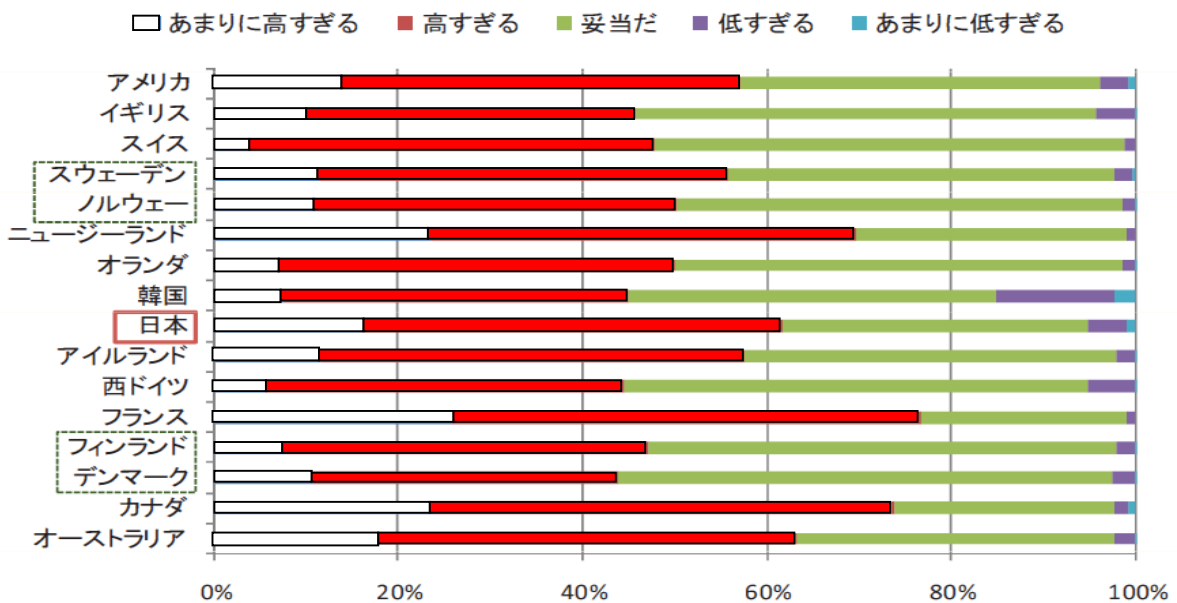
公平な徴収を担保する仕組み

- ・ 租税徴収率は比較的高い水準であるが、特別徴収と普通徴収では差が生じている。
- ・ 我が国の租税負担率は先進国において最低水準であるにもかかわらず、中間層における痛税感は非常に強い。



- 注1 国税の徴収率は「統計情報」(国税庁)、道府県税、市町村税の徴収率は「地方財政白書」(総務省)より作成。
 注2 国税の徴収率は収納済額を徴収決算済額で除したものであり、地方消費税を含む。
 注3 道府県税の徴収率は地方消費税を控除して算出した。
 注4 都税の徴収率は地方消費税を控除したものであり、東京都主税局税制部税制調査課で算出した。

＜ 中間層の租税負担に関する調査 ＞

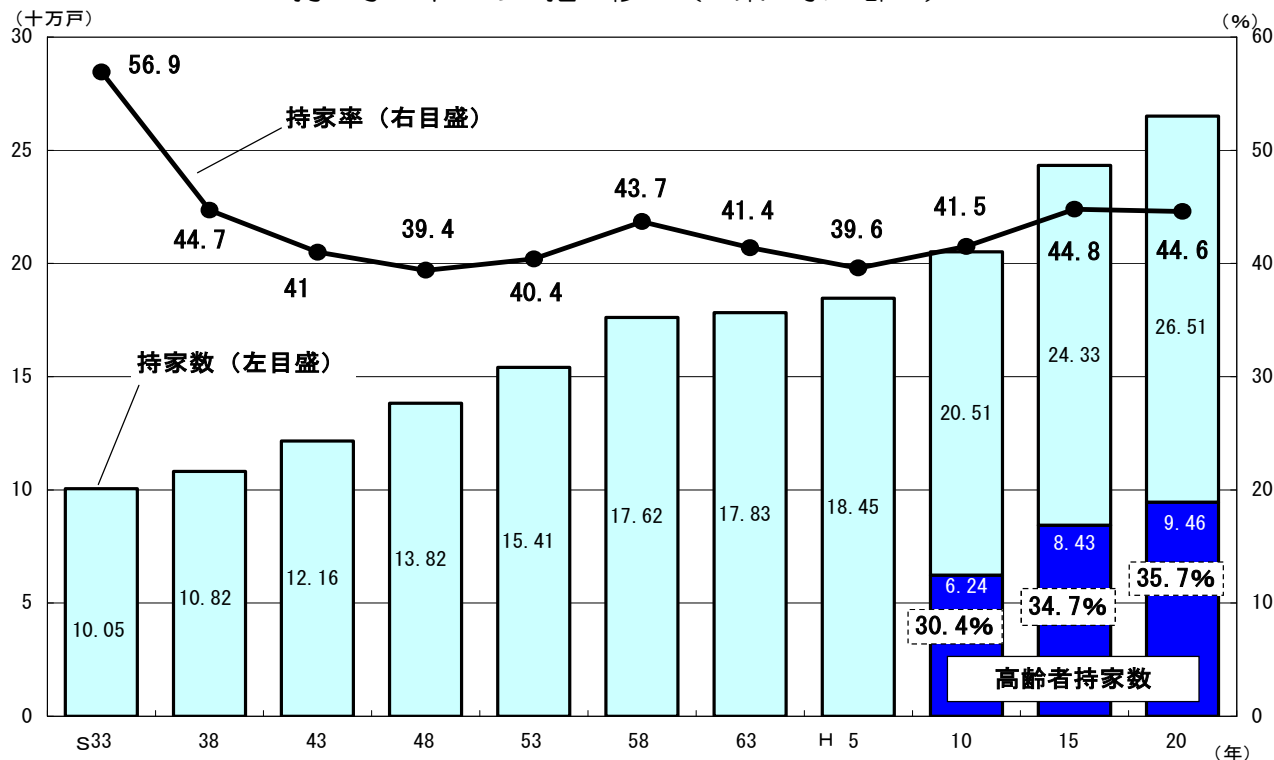


- 注 第6回地方財政の展望と地方消費税特別委員会(平成22年7月7日 全国知事会)
 慶應義塾大学経済学部 井手英策准教授 講演資料より抜粋。

これからの固定資産税制

- 東京都の持家世帯に占める世帯主65歳以上の世帯の割合は35.7%と高い。
- 近年、適正に維持管理できていない空き家が増加している。

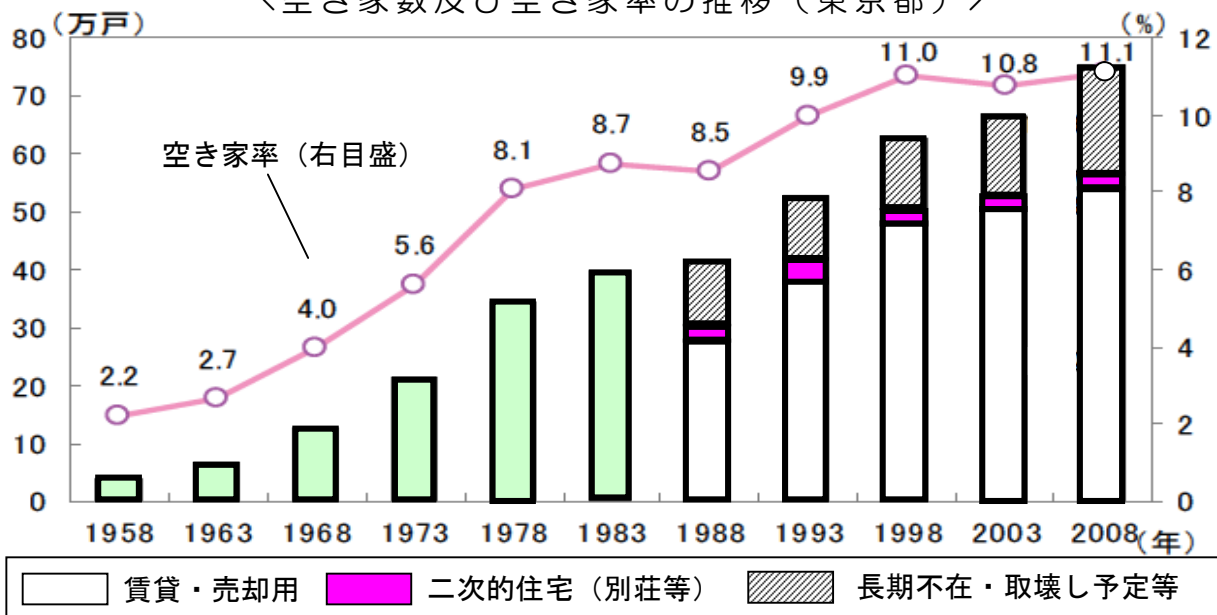
〈 持家率の推移（東京都） 〉



注1 「住宅・土地統計調査」（総務省）、東京都総務局ホームページ資料より作成。

2 平成5年までは総数のみ、平成10年以降は総数のうち高齢者持家数（世帯主が65歳以上の世帯の持家数）を記載している。

〈 空き家数及び空き家率の推移（東京都） 〉



注1 「東京都住宅マスタープラン」（平成24年3月 東京都）、「住宅・土地統計調査」（総務省）より作成。

2 1983年までは総数のみ、1988年以降は賃貸・売却用、二次的住宅（別荘等）、長期不在・取壊し予定等の3つに分類している。